

日本赤十字九州国際看護大学/Japanese Red

Cross Kyushu International College of

Nursing

創立から昭和初期にかけての日本赤十字社の災害救
護活動と活動における看護師の役割

メタデータ	言語: ja 出版者: 日本赤十字九州国際看護大学 公開日: 2013-01-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上村, 朋子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15019/00000036

著作権は本学に帰属する。

研究ノート

創立から昭和初期にかけての日本赤十字社の災害救護活動と活動における看護師の役割

上村 朋子¹⁾

本論では、社史を主な史料とし、創立から昭和 25 年前後、日本が高度成長期に入るまでの日本赤十字社の災害救護活動をたどり、救護の実態、なかでも救護活動における看護師の役割を探ることを目的とした。結果、日本赤十字社は、戦時救護に準じて災害救護活動を行い、実践に基づいて社則等を改定し、あらゆる災害で救護活動を行うことのできる体制作りを拡充していたことが改めて確認された。また、救護活動の中で、看護師は、治療の援助を行いながら、患者の身近な存在として、また、赤十字活動の意義を知らしめる存在として活動を行っていることが推測された。

キーワード：日本赤十字社、災害救護、災害救援、災害看護

I はじめに

日本赤十字社の前身である博愛社は、1877 (明治 10) 年、激烈を極めた西南の役の傷病者救護を目的として設立された。1886 (明治 19) 年ジュネーブ条約加盟に伴い、翌 1887 (明治 20) 年、博愛社は日本赤十字社と改称した。社則の第 1 に「戦時ノ傷病者ヲ治療愛護シカメテ其苦患ヲ軽減スルヲ目的トス」¹⁾ と掲げ、設立目的は戦時救護であることを明記した。

しかしながら日本赤十字社 (以下、日赤と略称) として初の救護活動は、社名を改めた翌 1888 (明治 21) 年、磐梯山噴火に際しての災害救護である。磐梯山噴火における救護活動は、国際的にも赤十字が災害救護に当たった最初のものと言われ、当時の日赤としては社則外であったが、今日に続く先見的な活動であった。以降、自然災害のみならず、事故、火災など人為的災害時にも活動範囲は拡がり、平時救護が多様に展開された。

日清・日露戦争、さらには日中戦争、太平洋戦争へと向かう中で、日赤は、戦時救護に全力を注ぎ、傷病兵の救護に邁進する一方で、三陸地方海嘯救護、関東大震災、北丹後震災など次々と発生する災害にも救護班を派遣し、現地で活動を行った。1945 (昭和 20) 年の太平洋戦争終結までの間に、日赤が戦時救護以外のいわゆる平時救護に救護員を派遣した件数は 14, 634 件、

派遣した救護員数 209, 557 人、取り扱い患者数のべ 3, 756, 657 人に及ぶ²⁾。

戦後、戦争を放棄したわが国において、日赤は、新たな役割を規定された。ジュネーブ条約に基づく設立以来の戦時救護の目的が失われたわけではないが、1947 (昭和 22) 年「災害救助法」、1961 年 (昭和 36) 年「災害対策基本法」により、災害発生時には、指定公共機関として、災害対策本部の要請により救援活動を行わなければならないことが義務づけられたのである。

日赤の災害救援活動は、以上の経緯をたどって現在に至る。昨今の災害における救援活動によって、国内外を問わず、日赤の救援チームは高い評価を得ているが、その活動の中心には連綿と続く救護員としての看護師の存在があるのではないか。そのような疑問から救援チームにおける看護師の役割に関心を持った。しかしながら、時代の変化とともに救援要員としての看護師がどのような役割を担い、その活動内容がどのように変化していったのか、系統的に述べているものは少ない。

日赤の災害救援活動を明治から昭和 30 年前後、すなわち日本が高度成長期に入るまでの時期、およびそれ以降の 2 つの時期に分け、災害救援活動、特に国内の活動に焦点を絞り、日赤の救援活動の実態、なかでも救援における看護師の役割を描出することが本研究の目的である。

1) 日本赤十字九州国際看護大学

本研究により、災害時、看護師に求められる役割や災害看護教育の課題を考察することができると思う。

なお、「看護婦」・「看護師」は、2002年の法律名の改正により、男女に関係なく「看護師」と名称変更が行われた。本稿では、史料に照合し、なるべく当時の呼称を用いるようにした。

II 研究方法

1. 史料

史料として依拠した文献は、主に日本赤十字社の社史及び赤十字各県支部の百年史である。

2. 分析の視点

分析は、次の4つの視点から行った。

- 1) 救援活動の概要（災害の種類、被害の程度、活動の時期、分野、内容）。
- 2) 救護活動の中で、看護師が担った活動の抽出。
- 3) 災害当時の社会状況（生活状況、保健医療状況、時代の思想）。
- 4) 社会背景と照らし合わせ、個々の災害救援および看護師が担った活動の特徴を整理。

III 結果

1. 1881(明治21)年より1891(明治24)年まで

日赤は、ジュネーブ条約に基づく戦時救護を目的とする組織として、1877(明治10)年に設立された。それから日赤の社則に災害救護活動が加えられるまでに、15年を要し、この間、日赤は磐梯山噴火、トルコ軍艦沈没、濃尾地震、3つの救護活動を経験した。これら3つの活動は、いずれも社則外の救護、当時の皇后ないしは皇室の内旨として行われた。以下、この3つを概観する。

1) 磐梯山噴火救護

1888(明治21)年7月15日に発生した磐梯山噴火で、倒壊47戸、半壊8戸、埋没45戸、罹災者531名、死者477名、負傷者54名の被害が出た。皇后陛下の内旨により、7月20日器械材料を携帯し、3名の医師が派遣された。臨時病院となった猪苗代小学校、警察分署内巡査撃剣場には一時54名を収容、すでに駆けつけた地元医師5名により、治療が行われていた。到着時、15名を残して退院、重症6、7名、死亡者1名であった。

創傷の多くは挫創と火傷、四肢骨折、頭部・顔面の剝創であったが、当時は治療器械薬品等が不十分であったため、感染創が多く、骨折整復の位置が不相当で

あった。携帯した器械薬品消毒材料で包帯交換を行い、骨折整復位置を正し、地元医師を指導して、7月25日に引き揚げた。

2) トルコ軍艦沈没救護

明治23年9月16日トルコ軍艦が紀州沖で沈没、587名死亡、生存者69名、大島村民に救助された。この軍艦に乗艦していたのが、トルコ皇帝から天皇陛下への勲章を贈呈するために特派された大使であったため、9月19日宮内省の要請により、医薬品、衛生材料を準備、医員、看護婦各2名が式部官、侍医他数名とともに派遣された。

9月20日神戸に到着したが、すでに神戸停泊中のドイツ軍艦が遭難者護送に向かっていたため、和田岬の乗客停留所を仮病院として遭難者収容の準備をしつつ待機した。9月21日死体検分のために残った2名を残し、67名を収容した。重傷者13名、軽傷38名。大半は、打撲創、擦過傷、刺傷などであったが、重傷者は骨折2名、大腿の筋肉欠損、臀部打撲性挫創、横腹刺創、鼠蹊部刺創など。負傷者は遭難時より21日まで丸6日間、大島の寒村で雨露あるいは護送の軍艦甲板上で夜気に曝されていた。ドイツ軍医が23名の患者を治療した以外は、大島で救急処置を受けただけなので、創は化膿して臭気甚だしく、壊疽も見られた。また、負傷後、入浴していないために不潔であり、疲労し、精神的にも恍惚として元気がない。1回の治療で消毒材料を使い切ってしまう。9月24日に侍医が帰京した後も救護を継続し、本部事務員、調剤員各1名、看護婦2名、包帯材料を増発した。10月2日県立病院に救護事務を引き継ぎ、医員1名、看護婦2名、必要器材を残し、翌3日、6名が引き揚げた。まもなく、遭難者69名全員が我が国の軍艦により本国に送還され、残っていた要員は、10月11日に神戸を引き揚げた。

これがおそらく日本が体験した初めての国際救援である。初めは、言語が全く通じず、診察や手術を行うにあたり、医師や看護婦は全く信用されず、号泣、抵抗、拒否に会う。患者の中には、看護婦を殴打するものもあった。言葉で説明したり慰めたりすることができないので、「ただ誠意懇切を主とし、専ら挙動によって意思を通じた」³⁾と記述されている。

3) 濃尾地震救護

1891(明治24)年10月28日、愛知岐阜両県でマグニチュード8.4の烈震が発生した。「身のおわり」と称される濃尾地震である。死者7,273人、家屋全壊8万棟の未曾有の大災害となった。

地震の翌29日に愛知県知事から、30日に岐阜県知事から、本社救護員派遣要請の電報が打たれ、本社は皇后陛下の御内旨として、その日のうちに救護員を派遣した。愛知に向かった班(医師2名、看護婦4名)は30日に名古屋に到着、31日から愛知県小折村で救護活動を開始した。一方、岐阜に向かった班(事務員1名、医師3名、看護婦6名)は31日夕方岐阜に到着、10月1日から岐阜県古橋村で診療を開始した。

日赤は愛知・岐阜両県に、12か所の仮病院、出張所を設け、地元の医療従事者と協力して、10月31日から12月20日までの52日間にわたり約1万人余りの被災者を診療した。派遣されたのは医師31名、薬剤員2名、事務員2名、看護婦21名、うち10名は1890(明治23)年に始まった看護婦養成所を終えたばかりであった。出発に際し、佐野常民社長は、「至誠以て救護に従事すべきこと」「奮勉以て難苦を堪壁こと」「節操以て品行を慎むこと」の3要件を厳守すべきと訓示し、本社看護婦たる名誉を失墜してはならないと申し含めた⁴⁾。

2. 実績に基づく社則等の変更

1892(明治25)年、「本社ハ第一条ノ目的ノ外左ノ事業を兼業スルコトアル可シ」⁵⁾として臨時天災の場合における負傷者の救護が本社の一事業として位置づけられた。

これを受けて、翌1893(明治26)年には日本赤十字社看護婦養成規則も変更され、養成の目的に天災にかかわる傷病者の看護が加えられた。

この変更の理由として、『社史稿』には次のように説明されている。まず、第1に、赤十字社は戦争における軍人の傷病者救護を唯一の事業としているが、もともと人類共愛の至誠より発しているため、変災に際して類多の傷病者を生じ、救護十分でなく長く苦痛の境に呻吟させ、または期を逸して死に至らせるなどは最も遺憾である。第2に、戦時に対する人員材料は常に運用し、その利害を研究調査して改良進歩を図ることが必要であり、その点で天災救護は戦時救護の練習に資するところがある。第3に海外同盟各社の方針もようやくにして平事業の範囲を拡張する傾向があること、最後に、皇室の恩眷は赤十字社がますます広く博愛の道につくすことである⁶⁾。

この社則変更が行われた2年後の1894(明治27)年には、日清戦争が勃発、戦時救護が行われた。戦時中にもかかわらず、日赤は同年の福井の大水害、1896年に

は京都・大阪・兵庫・新潟・岐阜・石川の各府県の水害、岩手・秋田の震災でも救護活動を行った。特に、同年6月15日の宮城県以北海上で発生したマグニチュード7.6の地震は、津波を伴い、宮城・岩手・青森の3県に甚大な被害をもたらした。この三陸津波による被害は死者21,780人、負傷者4,113人、家屋流失19,098棟である。岩手支部からの報告により、本社は17日に第1陣として医師1名、看護婦3名を派遣し、19日宮古で救護活動を開始した。最終的に175名の救護員を派遣、患者総数は4,957人に上った。看護婦とは、当時、女性である看護婦の戦地派遣が認められなかったために、陸軍の看護助手経験者などを募り、速成教育を行ったものである。日赤は看護婦養成と平行して、看護婦養成も行い、災害救護への派遣も行っていった。

以上のような実績を踏まえ、1900(明治33)年に「日本赤十字社天災救護規則」がまとめられ、本社あるいは支部独自の判断あるいは官庁の要請を得て、救護活動を行う災害として、震災、風災、水災、火災、官庁からの要請で救護活動を行うものとして、汽車、船舶又は群衆の遭難もしくは地盤崩壊等の事態が定められた。また、日露戦争後の1905(明治38)年には、日比谷での焼討ち騒動があり、社員総会、陸海軍招魂祭など「多人数の群衆の場合により臨時に不慮傷病者の救護を行う」⁷⁾として、1907(明治40)年に「臨時救護」を定め、1910(明治43)年に「臨時救護規定」として制定された。

さらに1911(明治44)年、災害の対象は天変事変だけでなく、あらゆる災害に起因する公衆の傷病者が含まれるという意味で、天変ではなく、「災害」という用語を用い、「災害救護規則」が制定され、前述の「天変救護規則」と「臨時救護規定」は廃止されることになった。以降、小規模な改定はいくつかあったが、「災害救護規則」は太平洋戦争の終戦まで継続して用いられた。災害救護活動については、主なものを表1にまとめた。

3. 1923(大正12)年関東大震災

1923(大正12)年9月1日午前11時58分、関東地方を襲った地震はマグニチュード7.9、東京・神奈川・千葉・埼玉・静岡・山梨など1府8県に及んだ。これに伴う火災、津波による二次災害も加わり、死者99,802人、負傷者102,498人、行方不明40,237人を出した。特に、東京、横浜が壊滅的な被害を受け、本社建物も焼き尽くした。各支部は本社の召集を待たず、東京・横浜方面に出動し、直ちに救護に当たった。

この未曾有の大災害で、ほとんどの医療機関が破壊され、救護にあたる看護婦自身が救護されるものと同じく被災者であるという困難の中で、本社は仮事務所を設置し、本社病院、産院に救護活動を行わせ、不眠不休で救護所を立ち上げた。また、この非常事態に全国一丸となって当たる必要があると臨時震災救護部を設置、「臨時震災救護規則」を制定して、救護予算を編成し、病院の拡張、臨時病院の開設、巡回診療の実施などを行った。関東大震災に対して本社が設置した救護機関は 193、本社の臨時震災救護に従事した職員は 4,466 人であった。大正 13 年 6 月末までの 10 ヶ月間に救護した延べ員数は、2,067,500 人に達した。

大震災における救護活動は、戦時救護以外で、日赤がその全国組織を活かして行った最初の災害救護活動である。しかし、組織体制はいまだ十分整っておらず、救護に当たった看護婦が、昼夜の別なく、十分な食糧や水も確保されない⁸⁾ 状況の中で、余震におびえる患者の苦痛を和らげるために奮闘する記述が残されている。救護に当たった看護婦の置かれた状況がいかに厳しいものであったかがうかがえる。

4. 関東大震災から終戦まで

関東大震災から終戦まで、大きなものだけで、1927 (昭和 2) 年北丹後地方地震、1930 (昭和 5) 年北伊豆地方震災、1933 (昭和 8) 年三陸津波、1934 (昭和 9) 年函館大火災、関西・四国・中国大風水害 (室戸台風)、1935 (昭和 10) 年台湾震災、1936 (昭和 11) 年新島震災、1937 (昭和 12) 年富山水見町大火、1942 (昭和 17) 年山口県風水害、1943 (昭和 18) 鳥取地震などがあり、いずれも救護班を出している。

シナ事変を経て太平洋戦争へと向かう頃には、戦時救護と平行しての救護活動であった。

1944 (昭和 19) 年熊野灘沖を震源とする東南海沖地震 (マグニチュード 8.3)、1945 (昭和 20) 年渥美半島を震源とする三河地震が立て続けに起こった。いわゆる東南海トラフ地震である。いずれも名古屋赤十字病院から救護班が出動したが、報道統制がかかり、記録が散逸して、被害の全体像が見えにくくなっている。

5. 戦後から 1955 (昭和 30) 年

終戦後、新憲法で戦争を放棄した日赤は、事業の重点を戦時事業から平時事業に移すことになり、1947 (昭和 22) 年定款を改正し、これまで戦時救護に準じて準備してきた救護力を災害救護に基づくものとした。

1946 (昭和 21) 年の南海大地震を機に制定された「災害救助法」では、非常時の応急救護は国家の責任で行う基本方針が示され、地方公共団体、日赤はこれに協力しなければならないことが明記された。

IV 考察

1. 日本赤十字社が行ってきた災害救護活動の意義

国民全体が、まだ貧しく、医療を受けるには大きな経済的負担を伴った時代に、災害という最も困難な状況に際して、無料で最先端の医療を提供した意義は大きい。

創立から昭和にかけて、わが国のさまざまな災害に際し、救護活動を行ったのは日赤だけではない。しかしながら、救護要員の育成という明確な目的のもとに看護婦を養成し、救護用品の備蓄を進め、国内、国際ともに大きなネットワークを持つ日赤の活動は、他に例を見ないものであったといえるであろう。

だが、この背景には、近代国家へと歩み始めたわが国において、皇室の「恩眷」を災害救護のような赤十字の活動によって国民に示し、国家の安定につなげようとする政治的な意図も感じられる。一方、日赤にとっても、皇室の保護を受けて平時事業としての災害救護体制を整えることが、設立目的である戦時救護の体制を整えることに直結し、使命を全うすることにつながっていた。国家にとっても日赤にとっても重要な意義があったと考える。

2. 災害救護活動における看護師の役割

社史稿には治療場面における看護婦の活動については詳しい記述がない。しかし記録写真には、医療器材を背負い、救護現場に向かう姿や担架で負傷者を搬送する様子、患者の体を洗ったり拭いたり、外傷部位などを洗浄している姿が捉えられている。

このような写真史料から、まず、救護員として育成された看護婦が、修得した知識や・技術を活用して、衛生材料の消毒や準備、傷の洗浄、包帯交換など診療を補助し、患者の体を洗う、拭くなどの看護行為を行っていたことがうかがえる。また、医師や事務員が夜間は宿泊所に戻っていたのに対し、看護婦は患者のそばに付き添っていたことがしばしば記述されている。

さらに、救護員として、現場に駆けつけるまでに携帯する医療器材の準備、現場までの資機材の運搬ないしはその手配、救護所の開設などを担っていた可能性が高いと考える。いくつかの記述に救護所の開設や運

営に関して、衛生面が行き届いている様子がみられるところから、看護婦が患者の病室や救護所の衛生環境を整える業務を担っていたことも推測される。

つまり、現在、看護婦が担っているような診療の補助業務や療養上の患者の世話、病室の管理等を行っていたと考えられ、このような役割は、看護婦育成が始まった当初から本質的にはほとんど変わっていないのではないかと思う。

赤十字マークの入った白い帽子に白いブラウス・スカート、当時としては、かなりハイカラな服装である。そのような服装の女性がきびきびと動きまわる様子を思い描くと、その姿が、当時、まだ赤十字の活動になじみのない人々には大きな感銘を与え、誠実な態度ともあいまって癒しとなり、赤十字に対する理解を深めることにつながったのではないかと思われる。愛らしい看護婦をモデルにしたポスターが少なからず残されているところからも、病院だけでなく、災害などにおける看護婦の活動が、救護活動の資金となる寄付金を集める上でも、救護員を確保する上でも大きな広告塔の役割を果たしたと考える。日赤が永続の機関として立ち行くためには一定の資本が必要であったが、それを得るためにも活用されていたといえよう。

社史稿には、救護に参加した看護婦の名前は全く出てこない。それでも、救護要員が動きやすいよう社則や救護規則を次々と改定していくことができたのは、なぜだろうか。救護に参加した名もなき看護婦たちはただ黙々と働いただけなのか。彼女たちの声は、このような規則の改定に反映されたのだろうか。

今回の研究では、社史を史料として、赤十字の災害救護活動を探ってきたが、その活動の内容や意義を相対化し、看護婦の果たした役割を考察するには、当時の新聞や地方史などと照合し、さらなる検討を加えることが必要である。

V おわりに

日本赤十字社創立から終戦までの災害救護活動を概観し、激動する時代の中にあつて、戦時救護だけでなく、その目的を敷衍する形で取り組まれてきた救護活動の意義と日赤の果たした役割の大きさを確認することができた。

今回収集した史料だけでは赤十字看護婦の活動を推測することはできても、具体的に活動の実態を描出すには至らなかった。今後は、これ以降の活動も含め、看護教育や社会状況に照らしながら、救護活動に大きな影響を与えた災害を選び、より具体的に救護活動の実態を明らかにしていきたいと考える。

受付	2010. 9. 5
採用	2010.12. 8

文献

- 1) 日本赤十字社：日本赤十字社史稿第1巻. p47、1900.
- 2) 日本赤十字社岐阜県支部：赤十字ぎふ百年のあゆみ、第3章災害救助のはじまり、大戦前の平時救護の状況. p136、1988.
- 3) 日本赤十字社：日本赤十字社史稿第1巻. p1591、1900.
- 4) 出張看護婦へ申含大意、愛知岐阜震災一件(四冊ノ内一)十六号、1891.
- 5) 日本赤十字社：日本赤十字社沿革史全. p49、1903.
- 6) 日本赤十字社：日本赤十字社史稿第1巻. p. 1566、1900.
- 7) 日本赤十字社：日本赤十字社史稿第3巻. pp745-748、1929.
- 8) 日本赤十字社熊本県支部編：日本赤十字社熊本県支部史. p161、1991.

表1 赤十字年表

年代	年代	年代 (和暦)	日本赤十字社の活動
1863	アメリカ 南北戦争 ジュネーブ 赤十字規約決議 (10 ヶ 条)		
1864	赤十字条約締結 (10 条)		
1867	パリ世界大博覧会		
1869	赤十字条約 15 条議決		
1877		明治 10	博愛社創立、西南戦役傷病者救護
1886	日本帝国政府赤十字条約に加盟	明治 19	博愛社病院設立
1887		明治 20	日本赤十字社と改称 篤志看護婦人会創設
1888		明治 21	磐梯山噴火罹災者救護
1890		明治 23	トルコ軍艦沈没救護
1891	ドイツ皇后アウグスタ陛下崩御	明治 24	愛知岐阜震災救護 ロシア皇太子負傷：社長以下医員、 看護婦大津出張
1892		明治 25	野州地方特別大演習軍隊に付随し て救護演習 千島艦沈没救護
1894	日清戦争 (ー1895)	明治 27	日清戦役傷病兵救護
1896		明治 29	三陸地方海嘯救護 岩手秋田震災救護
1897		明治 30	八王子火災救護 病院船 2 隻製造を日本郵船会社に 委託
1898		明治 31	多度津沖、宮川丸沈没救護
1899		明治 32	病院船博愛丸、弘済丸横浜に到着
1900	清国事件	明治 33	清国事件傷病兵救護
1901		明治 34	日本赤十字社条例交付
1904	日露戦争 (-1905)	明治 37	日露戦役傷病兵救護
1906		明治 39	東北地方凶救恤のため、米赤より義 捐金
1909		明治 42	江濃地方震災救護
1911		明治 44	東京大火救護
1912		明治 45	大阪市難波新地の大火救護
1914		大正 3	桜島爆発救護

1917		大正 6	東京・大阪・静岡など水害救護
1923		大正 12	9.1 関東大震災
1926	ベルギー・オランダ・メキシコ水害 アメリカとキューバ大暴風		
1927		昭和 2	京都府北丹後地方の震災救護
1928	シナの山東・直隸両省大さきん ブラジル サントス市山崩れ ブルガリア・ギリシア・トルコ震災 アムール水害	昭和 3	シナ事変の臨時救護（一昭和4、救護所の患者累計 19,715 人）
1929	ペルシア コラサン地方震災		
1930	フランス水害 イタリア南部地方震災 サント・ドミンゴ暴風水害	昭和 5	北伊豆地方の震災救護
1931	メキシコ震災 ニュージーランド東部震災 シナ水害	昭和 6	満州の匪賊及び便衣隊による被災民救護（一昭和7） 満州事変救護
1932	キューバ・サンチアゴ震災 メキシコ太平洋岸震災 北満水害 ギリシア・サロニカ地方震災	昭和 7	満州事変、上海事変救護（26 班） 松花江はんらん救護
1933	アメリカ・カリフォルニア州南部一帯 震災	昭和 8	満州事変救護
1934	インド・ビハール地方震災 中米サルヴァドル風水害 ポーランド水害	昭和 9	函館大火災救護（患者 35,055 人） 関西、四国、中国大暴風救護（患者 66,293 人）
1935		昭和 10	台湾新竹、台中震災救護（患者 10,238 人）
1936		昭和 11	2・26 事件の救護
1937		昭和 12	日華事変救護
1938		昭和 13	近畿、関東地方に風水害
1943		昭和 18	鳥取地震の救護
1945		昭和 20	広島・長崎に原爆投下、救護
1947		昭和 22	関東、東北風水害（キャサリーン台風）
1949		昭和 24	キティ台風、長野豪雨
1950	朝鮮動乱		

日本赤十字社史稿より著者作成

Disaster Relief Activities of the Japanese Red Cross Society from its Establishment to the Early Showa-Era: The Role of the Nurse

Tomoko UEMURA, R.N., M.A.¹⁾

This study aims to explore the actual situation of disaster relief activities of the Japanese Red Cross Society on the basis of its history from the beginning to the early Showa-era, and to identify the role of the nurse by comparing changes in social surroundings. The results indicate that the Society has tried to expand its capacity to respond to every kind of disaster by changing company regulations based on experience. Nurses have been the core of the relief team and their activities have shown the significance of the Red Cross Movement.

Key words: The Japanese Red Cross Society, Disaster Relief Activities, Disaster Nursing

1) The Japanese Red Cross Kyushu International College of Nursing